

日本DPO協会 第34回個人情報保護セミナー
講演「グローバルでのAI規制の潮流・最新動向
とAIガバナンスの体制構築」

講師：西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
パートナー弁護士
当協会顧問 石川 智也 先生

2024年12月19日(木) 15:00～16:00

挨拶「プライバシーとAI規制」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners (ICDPPC) 1979年から2019年まで



Global Privacy Assembly (GPA) 2019年に 名称変更決定



GPA

Global Privacy Assembly

プライバシー・個人情報保護国際会議体とAI

- 40th International Conference – Brussels, 2018
- [Declaration on Ethics and Data Protection in Artificial Intelligence](#)
- 42nd Global Privacy Assembly – At your desk, 2020 (virtual event)
- [Resolution on Accountability in the Development and Use of Artificial Intelligence](#)
- 45th Global Privacy Assembly, Hamilton, Bermuda, 2023
- [Resolution on AI and Employment](#)
- [Resolution on Generative AI Systems](#)

EDPB (European Data Protection Board, 欧州データ保護会議)

- EGDPB (European Data Protection Board)
- GDPR (General Data Protection Regulation, 一般データ保護規則)
- Section 3 European data protection board
- 第3節 欧州データ保護会議
- Article 68 European Data Protection Board
- 第68条 欧州データ保護会議
- Opinion 28/2024 on certain data protection aspects related to the processing of personal data in the context of AI models
- Adopted on 17 December 2024

- Opinion* on the use of personal data for the development and deployment of AI models. 18 December 2024

Resolution on Generative AI Systems (2023) ①

- 個人情報保護委員会事務局仮訳
- https://www.ppc.go.jp/files/pdf/231115_shiryuu-1-4.pdf
- (仮訳) 生成人工知能システムに関する決議⇒生成AIシステムに関する決議 (タイトル以外は、「生成AIシステム」になっている。)
- 前文でも、プライバシー・データ保護の重要性を強調し、例えば、「第40回世界プライバシー会議で採択された『人工知能における倫理とデータ保護に関する宣言』(この宣言は、人工知能システムがプライバシー・バイ・デザインやプライバシー・バイ・デフォルトの原則を適用して設計及び開発されるべき場合には、『倫理・バイ・デザイン』を求めるものである)を想起し、」などと、日本の個人情報保護委員会(PPC)も、

Resolution on Generative AI Systems (2023) ②

- 議論に参加したものに言及し、「この点に関して、第45回世界プライバシー会議は、生成AIシステムの開発、運用及び導入の中核要素として、既存のデータ保護・プライバシーの原則を支持する。」ことを強調している。
- 既存のデータ保護・プライバシーの原則を掲げると、次のようになる。
- 1. 個人データ処理の法的根拠 (1. Lawful basis for processing)
- 2. 目的の明確化及び利用の制限 (2. Purpose specification and use limitation)
- 3. データ最小化 (3. Data minimisation)

Resolution on Generative AI Systems (2023) ③

- 4. 正確性 (4. Accuracy)
- 5. 透明性 (5. Transparency)
- 6. セキュリティ (6. Security)
- 7. プライバシー・バイ・デザイン及びプライバシー・バイ・デフォルト
(7. Privacy by Design and Default)
- 8. データ主体の権利 (8. Rights of data subjects)
- 9. 説明責任 (9. Accountability)

Resolution on Generative AI Systems (2023) ④

- 以上を踏まえ、次のように決議している。
- この決議で定められた適用される原則と権利を含む、生成AI技術に関連したデータ保護・プライバシー法の適用と執行を確実に行うことにコミットすること、
- 倫理的、法律的、社会的及び技術的な観点から、生成AIに関連した個人データの保護・プライバシーを確保するために協力することにコミットすること、
- 人工知能における倫理とデータ保護に関するワーキンググループ内において、生成AIシステムのデータ保護・プライバシーのリスクに関する各管轄区域内での進行中の取組の展開状況を共有することにコミットすること、

Resolution on Generative AI Systems (2023) ⑤

- 生成AIシステムの開発者、提供者及び導入者に対し、データ保護・プライバシーを基本的人権として認識し、データ保護・プライバシー、人間の尊厳その他の基本的な権利と自由を保護する、責任ある、そして信頼性のある生成AI技術を構築するよう要請すること、
- 生成AIシステムの開発者、提供者及び導入者に対し、データ保護・プライバシー及びデータ主体の権利に関して、生成AIシステムの開発と導入を理解するための研修を従業員や担当者に提供するよう奨励すること、
- GPAメンバーに対し、データ保護・プライバシーその他の人権に対するリスク及び生成AIシステムに関連したデータ保護・プライバシーに適用される法的義務及び原則に関する啓発活動を奨励すること、

Resolution on Generative AI Systems (2023) ⑥

- 生成AIに関連して生じる新たなリスク及び基本的な権利と自由に対する潜在的な危害を継続的に監視すること、
- 現在及び今後の立法上及び規制上のイニシアチブやアプローチについて、提唱し、かつ助言することを目指すこと、
- GPAメンバーに対し、生成AIシステムに対する各自の執行取組を調整するよう要請すること、
- 第46回世界プライバシー会議で、生成AIシステムに関してGPA AIWGメンバーが実施した作業に関する中間報告書を提出することを検討すること、及び、さらに第47回世界プライバシー会議で追加の政策文書又は決議案を提出することを検討すること。